

障がいの表記の整理に関する規則の制定について
障がいの表記の整理に関する規則を次のように制定する。

2011年（平成23年）3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2011年（平成23年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、規則において人及び人の状況を表す場合の「障害」の「害」の字を、法令名や法令の規定による用語を除きひらがなに改めるため、関係規則の規定の整理を行う必要による。

障がいの表記の整理に関する規則をここに公布する。

平成23年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 岩本育子

藤沢市教育委員会規則第 号

障がいの表記の整理に関する規則

(藤沢市学校事故措置条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則中「障害」を「障がい」に改める。

- (1) 藤沢市学校事故措置条例施行規則（昭和49年藤沢市教育委員会規則第5号）
- (2) 藤沢市学校事故措置委員会規則（昭和49年藤沢市教育委員会規則第6号）
- (3) 藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）
- (4) 藤沢市公民館条例施行規則（昭和34年藤沢市教育委員会規則第1号）
- (5) 藤沢市学習文化センター条例施行規則（昭和63年藤沢市教育委員会規則第17号）

(藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正)

第2条 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則（平成4年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項ア中「障害が」を「障がいが」に改め、同項イ中「障害者の」を「障がい者の」に、「障害と」を「障がいと」に、「障害の」を「障がいの」に改める。

(藤沢市図書館に関する規則の一部改正)

第3条 藤沢市図書館に関する規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「障害」を「障がい」に改める。

第8条第1項中「障害の」を「障がいの」に改める。

第12条の2第2項第2号中「障害」を「障がい」に改める。

(藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正)

第4条 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第4号ア中「障害が」を「障がいが」に，同号イ中「障害者の」を「障がい者の」に，「障害と」を「障がいと」に，「障害の」を「障がいの」に改める。

(藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部改正)

第5条 藤沢市石名坂温水プール条例施行規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号ア中「障害が」を「障がいが」に改め，同号イ中「障害者の」を「障がい者の」に，「障害と」を「障がいと」に，「障害の」を「障がいの」に改める。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

藤沢市学校事故措置条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市学校事故措置条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 49 年 10 月 1 日 教委規則第 5 号</p> <p>(見舞金の支給申請等)</p> <p>第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する医療見舞金、同項第 2 号に規定する医療付加見舞金及び同項第 3 号に規定する<u>障がい</u>見舞金の支給については、保護者の申請によるものとする。</p> <p>2 条例第 6 条第 1 項第 4 号に規定する死亡見舞金及び同項第 5 号に規定する特別見舞金の支給については、第 5 条の規定による報告によるものとする。</p> <p>(見舞金の支給申請手続)</p> <p>第 4 条 保護者は、前条第 1 項の規定による申請を行う場合は、次のいずれかの申請書を当該校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 医療見舞金の場合 医療見舞金支給申請書</p> <p>(2) 医療付加見舞金の場合 医療付加見舞金支給申請書</p> <p>(3) <u>障がい</u>見舞金の場合 <u>障がい</u>見舞金支給申請書</p> <p>(校長の報告)</p> <p>(見舞金の支給の決定)</p> <p>第 6 条 教育委員会は、第 3 条第 1 項の規定による保護者の申請があつた場合は、医療見舞金、医療付加見舞金又は<u>障がい</u>見舞金の支給の可否を決定し、保護者に見舞金支給決定通知書により通知しなければならない。</p> <p>(<u>障がい</u>見舞金の等級の認定)</p>	<p>○藤沢市学校事故措置条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 49 年 10 月 1 日 教委規則第 5 号</p> <p>(見舞金の支給申請等)</p> <p>第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する医療見舞金、同項第 2 号に規定する医療付加見舞金及び同項第 3 号に規定する障害見舞金の支給については、保護者の申請によるものとする。</p> <p>2 条例第 6 条第 1 項第 4 号に規定する死亡見舞金及び同項第 5 号に規定する特別見舞金の支給については、第 5 条の規定による報告によるものとする。</p> <p>(見舞金の支給申請手続)</p> <p>第 4 条 保護者は、前条第 1 項の規定による申請を行う場合は、次のいずれかの申請書を当該校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 医療見舞金の場合 医療見舞金支給申請書</p> <p>(2) 医療付加見舞金の場合 医療付加見舞金支給申請書</p> <p>(3) 障害見舞金の場合 障害見舞金支給申請書</p> <p>(校長の報告)</p> <p>(見舞金の支給の決定)</p> <p>第 6 条 教育委員会は、第 3 条第 1 項の規定による保護者の申請があつた場合は、医療見舞金、医療付加見舞金又は障害見舞金の支給の可否を決定し、保護者に見舞金支給決定通知書により通知しなければならない。</p> <p>(障害見舞金の等級の認定)</p>

第 7 条 前条の障がい見舞金の支給を決定する場合における障がい見舞金の等級の認定については、当該障がいについて独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号)又は自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)の規定による認定に準拠するものとする。

(補則)

附 則(平成 23 年教委規則第 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第 7 条 前条の障害見舞金の支給を決定する場合における障害見舞金の等級の認定については、当該障害について独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号)又は自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)の規定による認定に準拠するものとする。

(補則)

藤沢市学校事故措置委員会規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市学校事故措置委員会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 49 年 10 月 16 日 教委規則第 6 号</p> <p>(委員会の審議事項等)</p> <p>第 2 条 委員会の審議する事項は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) <u>障がい見舞金</u>の認定に関すること。</p> <p>(2) 死亡見舞金の認定に関すること。</p> <p>(3) 補償金の支給に関すること。</p> <p>(4) 条例第 6 条第 2 項に規定する事項</p> <p>(5) その他学校事故措置について教育委員会が必要と認めた事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、委員会は、学校事故防止のための調査、研究をすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則(平成 23 年教委規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>○藤沢市学校事故措置委員会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 49 年 10 月 16 日 教委規則第 6 号</p> <p>(委員会の審議事項等)</p> <p>第 2 条 委員会の審議する事項は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 障害見舞金の認定に関すること。</p> <p>(2) 死亡見舞金の認定に関すること。</p> <p>(3) 補償金の支給に関すること。</p> <p>(4) 条例第 6 条第 2 項に規定する事項</p> <p>(5) その他学校事故措置について教育委員会が必要と認めた事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、委員会は、学校事故防止のための調査、研究をすることができる。</p>

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改 正 案						現 行					
別表第 2(第 10 条関係)						別表第 2(第 10 条関係)					
固有事務決裁表						固有事務決裁表					
課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考	課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
教 育 指 導 課	学 校 教 育 指 導	学校教育指導計画の策定	部長			学 校 教 育 指 導	学 校 教 育 指 導	学校教育指導計画の策定	部長		
		学校教育指導の実施	課等の長					学校教育指導の実施	課等の長		
		教員の研修・研究	課等の長					教員の研修・研究	課等の長		
	特 別 支 援 教 育	障がい児の就学指導	課等の長			特 別 支 援 教 育	障がい児の就学指導	課等の長			
	八ヶ岳 野 外 体 験 教 室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画, 指導計画の作成	課等の長			八ヶ岳 野 外 体 験 教 室	八ヶ岳 野 外 体 験 教 室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画, 指導計画の作成	課等の長		
		八ヶ岳野外体験教室の管理運営	課等の長					八ヶ岳野外体験教室の管理運営	課等の長		
		指定管理者に対する運営指導	部長					指定管理者に対する運営指導	部長		
	教 育 文 化 セ ン タ ー	教育文化センター運営計画の策定	部長			教 育 文 化 セ ン タ ー	教 育 文 化 セ ン タ ー	教育文化センター運営計画の策定	部長		
		教育史編さん事業計画の策定	部長					教育史編さん事業計画の策定	部長		
		藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長					藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長		

		研究及び研修の事業計画の作成	部長		
		教育史の編集	課等の長		
		出版物の編集及び発行	課等の長		
		研究及び研修の事業の実施	課等の長		
		教育情報の収集及び提供	課等の長		
	学校 教育 相談 センター	学校教育相談センター運営計画の策定	部長		
		相談支援教室の管理運営	課等の長		
		教育相談事業全般	課等の長		

附 則(平成 23 年教委規則第 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

		研究及び研修の事業計画の作成	部長		
		教育史の編集	課等の長		
		出版物の編集及び発行	課等の長		
		研究及び研修の事業の実施	課等の長		
		教育情報の収集及び提供	課等の長		
	学校 教育 相談 センター	学校教育相談センター運営計画の策定	部長		
		相談支援教室の管理運営	課等の長		
		教育相談事業全般	課等の長		

藤沢市公民館条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料の減免基準等)</p> <p>第 7 条 条例第 8 条の規定により使用料を減額する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 8 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 市が使用する場合</p> <p>(2) 児童及び生徒(高校生以下)が使用する場合</p> <p>(3) 保育室等を保育のために使用する場合</p> <p>(4) <u>障がい者</u>が主たる構成員の団体が使用する場合</p> <p>(5) 公民館の対象とする地域全体を活動範囲とする公益性のある公共的団体が使用する場合</p> <p>(6) その他教育委員会が認めた場合</p> <p>3 条例第 8 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(藤沢市の休日を定める条例(平成元年藤沢市条例第 24 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)に教育委員会が別に定める書面により教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>(使用料の減免基準等)</p> <p>第 7 条 条例第 8 条の規定により使用料を減額する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 8 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 市が使用する場合</p> <p>(2) 児童及び生徒(高校生以下)が使用する場合</p> <p>(3) 保育室等を保育のために使用する場合</p> <p>(4) 障害者が主たる構成員の団体が使用する場合</p> <p>(5) 公民館の対象とする地域全体を活動範囲とする公益性のある公共的団体が使用する場合</p> <p>(6) その他教育委員会が認めた場合</p> <p>3 条例第 8 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(藤沢市の休日を定める条例(平成元年藤沢市条例第 24 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)に教育委員会が別に定める書面により教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。</p>

附 則(平成 23 年教委規則第 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

藤沢市学習文化センター条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料の減免基準等)</p> <p>第 8 条 条例第 6 条の規定により使用料を減額する場合は、国又は神奈川県が使用する場合とし、5 割の減額とする。</p> <p>2 条例第 6 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) <u>障がい者</u>を主たる構成員とする団体が使用する場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合</p> <p>3 条例第 6 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設使用料減免申請書によりあらかじめ教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p><u>附 則(平成 23 年教委規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(使用料の減免基準等)</p> <p>第 8 条 条例第 6 条の規定により使用料を減額する場合は、国又は神奈川県が使用する場合とし、5 割の減額とする。</p> <p>2 条例第 6 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 障害者を主たる構成員とする団体が使用する場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合</p> <p>3 条例第 6 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設使用料減免申請書によりあらかじめ教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(遵守事項)</p>

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(利用料金の減免基準等)</p> <p>第 10 条 条例第 10 条の規定により減額する利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5 割</p> <p>(2) 国又は神奈川県が使用する場合 5 割</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 10 条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者(該当する者 1 人につき 1 人に限る。)が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第</p>	<p>(利用料金の減免基準等)</p> <p>第 10 条 条例第 10 条の規定により減額する利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5 割</p> <p>(2) 国又は神奈川県が使用する場合 5 割</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 10 条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者(該当する者 1 人につき 1 人に限る。)が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第</p>

45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第 10 条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、野外体験教室利用料金減免申請書により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、当該利用料金の減額又は免除を受けようとする者が前項第 2 号に規定する者であるときは、当該者は、その者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示しなければならない。

4 指定管理者は、前項の申請があつたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を野外体験教室利用料金減免許可書により当該申請者に通知するものとする。

(使用の際守るべき事項)

附 則(平成 23 年教委規則第 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第 10 条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、野外体験教室利用料金減免申請書により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、当該利用料金の減額又は免除を受けようとする者が前項第 2 号に規定する者であるときは、当該者は、その者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示しなければならない。

4 指定管理者は、前項の申請があつたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を野外体験教室利用料金減免許可書により当該申請者に通知するものとする。

(使用の際守るべき事項)

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第2条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 図書館資料(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に掲げる資料をいう。以下同じ。)の収集、整理及び保存</p> <p>(2) 図書館資料の貸出し</p> <p>(3) 図書館資料の利用のための機材器具(以下「視聴覚機材」という。)の貸出し</p> <p>(4) 読書案内及び図書館利用の相談</p> <p>(5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催並びにその奨励及び援助</p> <p>(6) 図書館報その他の読書資料の発行及び頒布</p> <p>(7) 時事に関する情報並びに参考資料の紹介及び提供</p> <p>(8) 他の図書館、学校、公民館、研究所、読書団体等との連絡及び協力</p> <p>(9) 図書館資料及び視聴覚機材の他の図書館との相互貸借</p> <p>(10) 図書館資料の他の図書館との広域利用</p> <p>(11) <u>障がい</u>、病気等のため通常な方法による図書館利用が困難な者に対する図書館資料の宅送、対面朗読その他の援助</p> <p>(図書館資料及び視聴覚機材の貸出し)</p> <p>第8条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、図書館カードを館長に提示して貸出手続をしなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持し、その障が</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 図書館資料(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に掲げる資料をいう。以下同じ。)の収集、整理及び保存</p> <p>(2) 図書館資料の貸出し</p> <p>(3) 図書館資料の利用のための機材器具(以下「視聴覚機材」という。)の貸出し</p> <p>(4) 読書案内及び図書館利用の相談</p> <p>(5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催並びにその奨励及び援助</p> <p>(6) 図書館報その他の読書資料の発行及び頒布</p> <p>(7) 時事に関する情報並びに参考資料の紹介及び提供</p> <p>(8) 他の図書館、学校、公民館、研究所、読書団体等との連絡及び協力</p> <p>(9) 図書館資料及び視聴覚機材の他の図書館との相互貸借</p> <p>(10) 図書館資料の他の図書館との広域利用</p> <p>(11) 障害、病気等のため通常な方法による図書館利用が困難な者に対する図書館資料の宅送、対面朗読その他の援助</p> <p>(図書館資料及び視聴覚機材の貸出し)</p> <p>第8条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、図書館カードを館長に提示して貸出手続をしなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持し、その障害</p>

いの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級又は 2 級に該当する者又は特別の事情により館長が必要と認めた者は、電話又は郵便により申込みをし、宅送による貸出しを受けることができる。

2 館内における図書館資料の閲覧及び視聴は、原則として自由とする。ただし、館長が別に定める視聴覚資料の視聴については、図書館カードを館長に提示して閲覧及び視聴の手続をしなければならない。

3 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 「かりられません」の表示があるもの又は赤枠ラベルを貼ちよう付してあるもの

(2) 新聞、官報及び神奈川県公報

(3) 逐次刊行物の最新号

(4) 特別コレクション

(5) 前各号に掲げるもののほか、館長が指定したもの

(使用料の減免基準等)

第 12 条の 2 条例第 9 条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5 割

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合その都度教育委員会が定める割合

2 条例第 9 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教育委員会又は市が使用する場合

の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級又は 2 級に該当する者又は特別の事情により館長が必要と認めた者は、電話又は郵便により申込みをし、宅送による貸出しを受けることができる。

2 館内における図書館資料の閲覧及び視聴は、原則として自由とする。ただし、館長が別に定める視聴覚資料の視聴については、図書館カードを館長に提示して閲覧及び視聴の手続をしなければならない。

3 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 「かりられません」の表示があるもの又は赤枠ラベルを貼ちよう付してあるもの

(2) 新聞、官報及び神奈川県公報

(3) 逐次刊行物の最新号

(4) 特別コレクション

(5) 前各号に掲げるもののほか、館長が指定したもの

(使用料の減免基準等)

第 12 条の 2 条例第 9 条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5 割

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合その都度教育委員会が定める割合

2 条例第 9 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教育委員会又は市が使用する場合

(2) 主たる構成員が障がい者の団体又はその支援団体が使用する場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第 9 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書を事前に教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、施設等使用料減免許可書によりその結果を当該申請者に通知するものとする。

附 則(平成 23 年教委規則第 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 主たる構成員が障害者の団体又はその支援団体が使用する場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第 9 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書を事前に教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、施設等使用料減免許可書によりその結果を当該申請者に通知するものとする。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第 18 条 条例第 6 条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) この市の区域内に居住している 60 歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 7 条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を</p>	<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第 18 条 条例第 6 条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) この市の区域内に居住している 60 歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 7 条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を</p>

む。)又は特別支援学校が使用する場合

(3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合

(4) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第 7 条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、

む。)又は特別支援学校が使用する場合

(3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合

(4) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第 7 条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、

施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず，利用料金の減額又は免除を受けようとする者が，第 1 項第 2 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を，第 2 項第 4 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。
- 5 指定管理者は，第 3 項又は前項の規定による申請があつたときは，内容を審査してその適否を決定し，第 3 項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により，前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

附 則(平成 23 年教委規則第 号)

この規則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず，利用料金の減額又は免除を受けようとする者が，第 1 項第 2 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を，第 2 項第 4 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。
- 5 指定管理者は，第 3 項又は前項の規定による申請があつたときは，内容を審査してその適否を決定し，第 3 項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により，前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条の規定により減額するプールの利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5割</p> <p>(2) この市の区域内に居住している 60 歳以上の者が使用する場合 2割</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めたとした場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 7 条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等に使用する場合</p> <p>(3) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者</p>	<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条の規定により減額するプールの利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5割</p> <p>(2) この市の区域内に居住している 60 歳以上の者が使用する場合 2割</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めたとした場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 7 条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等に使用する場合</p> <p>(3) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者</p> <p>イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者</p>

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第 7 条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第 1 項第 2 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第 2 項第 3 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第 3 項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第 3 項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知書により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第 7 条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第 1 項第 2 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第 2 項第 3 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第 3 項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第 3 項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知書により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

附 則(平成 23 年教委規則第 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。